

IFRS18 号の概要と企業会計への影響

大野 文克 : 株式会社クロスフィールド

1. はじめに

2024 年 4 月に、国際財務報告基準（以下、「IFRS」）第 18 号「財務諸表における表示及び開示」が公表された。これは、国際会計基準（以下「IAS」）第 1 号「財務諸表の表示」が置き換わるものである。この基準の概要と影響について記載する。

2. IFRS 第 18 号の導入の経緯と目的

現在はおもに IAS 第 1 号で損益計算書（以下、「P/L」）の表示を規定しているが、要求事項は最小限となっており、企業は自由度が高い中で開示を行っている。実際に、利益項目や利益算出に含まれる要素（例：持分法による投資損益をどの利益算出に利用しているか）には、企業間のばらつきが認められる。このため、投資家は企業間の比較がしづらい状況となっており、IFRS を策定する国際会計基準審議会（以下「IASB」）に改善要望があげられていた。それを受けて、2001 年から議論を重ね IFRS 第 18 号が策定された。また、キャッシュフロー計算書の表示（IAS 第 7 号）も変更されている。

IFRS 第 18 号の主な内容は、下記のとおりである。

- ・ 損益を営業・投資・財務区分に分類し、2 つの小計の表示を新たに導入
- ・ 経營業績指標（Management Performance Measure 以下、「MPM」）の開示（IFRS 数値から MPM 数値への調整を含む）
- ・ 性質別費用として減価償却費、償却費、従業員給付、減損損失、棚卸資産の評価損の 5 項目につき、PL の各科目に含まれる金額の開示

これにより、情報の比較可能性、透明性および有用性の向上を図り、より良い意思決定のためのより良い情報の提供を図っている。

IFRS 第 18 号は、2027 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されるが、早期適用も可能である。適用初年度の直前の比較期間については、IAS 第 1 号の P/L 科目との調整表を用いた開示が求められる。

本稿は、紙面の都合上 P/L の区分・小計と MPM に絞って、概要とその影響について記載する。

3. 新たに導入された P/L の区分と小計

税引前利益までの P/L の構造に 3 つの区分が導入され、それぞれの区分に対応する小計が表示される。区分は、営業区分・投資区分・財務区分である。各区分の小計は、営業利益・財務および法人所得税税前利益・税引前利益である。日本基準の P/L で表示される「売上総利益」は、IFRS 第 18 号では要求されていない。3 つの区分に構造化されたことで、新たに「営業利益」・「財務および法人所得税前利益」の 2 つの小計が導入された。

P/L の構造は、下記ようになる。赤字の 2 つの小計は、IFRS 第 18 号で新たに追加されたものである。

【損益計算書】

営業区分	売上高
	売上原価
	売上総利益
	販売費及び一般管理費
	営業利益
投資区分	持分法による投資損益
	利息収益
	配当収益
	現金および現金同等物からの正味収益
	財務および法人所得税前利益
財務区分	各種利息費用 (借入金・リース負債・年金負債など)
	税引前純損益

※ 参考資料を基に作成

営業区分：

他の区分に分類されないすべての収益・費用を含むと定義されている。他の区分には、投資区分・財務区分に加えて法人税等区分・非継続事業区分が含まれる。企業の主要な事業の収益・費用だけが構成要素でないことに注意が必要である。営業区分の概念が「分類されていない損益」と定義されているのは、企業の主要な事業により営業損益の考え方が異なるため、定義を統一することが困難であったためである。

投資区分：

下記3種類の内容が含まれる。投資からの正味収益の例としては、投資不動産からの損益があげられる。

- ・ 持分法投資損益
- ・ 現金・現金同等物からの正味収益
- ・ 投資からの正味収益（独立してリターンを生み出す資産から生じる損益）

財務区分：

下記2種類の負債からの生じる損益が含まれる。

- ・ 資金調達のみを伴う取引から生じる負債からのすべての損益：借入金・社債等からの損益
- ・ その他の負債からの特定の損益：リース負債等からの損益

財務活動・投資活動が主要な事業である企業（銀行・保険会社・不動産投資会社など）は、投資区分・財務区分に含める収益・費用が営業活動に含まれることを付け加えておく。

4. 経営者が定義した MPM の開示

現在でも、企業は独自の業績指標を用いて業績の情報提供を行っていることが多い。主な例として、EBITDA、フリーキャッシュフロー（以下、「FCF」）、自己資本利益率（以下、「ROE」）、調整後当期純利益などがあげられる。投資家はこれらの MPM

を企業業績の理解に有用であると考えているが、MPM の選定理由や計算方法を正しく理解することが難しい場合があることを懸念している。
このため、IFRS 第 18 号では、経営者が定義した MPM に関して下記の内容の開示を求めている。

- ・ MPM が報告されている理由に関する説明
- ・ MPM の計算方法に関する説明
- ・ IFRS で定義された小計との調整表
- ・ MPM の変更に関する説明

IFRS で定義された小計との調整表について補足しておく。IFRS 第 18 号では、MPM と IFRS で定義されている比較可能な小計または合計との調整表の注記が求められている。この小計には、下記が該当する。

- ・ IFRS で表示・開示することが求められている小計または合計
- ・ IFRS で要求されないが、MPM に該当しない小計
例：売上総利益、減価償却費、減損損失

調整表の例を下記に記載する。これにより、MPM の透明性の向上・投資家の理解促進を図っている。

		調整項目		
	IFRS	×××	×××	MPM
その他の営業費用			△4,000	
一般管理費		7,000		
営業利益/調整後営業利益	200,000	7,000	△4,000	203,000

※ 参考資料を基に作成

なお、一般的なすべての指標が IFRS 第 18 号の MPM に該当するわけではない。下記 3 つの観点から検討が必要となる。

- ・ 収益および費用の小計であること
FCF、ROE、来客顧客数などは該当しない。
- ・ 財務諸表外での一般のコミュニケーションで利用されていること
有価証券報告書の事業概況、決算整理説明資料等で利用している MPM は該当しない。
- ・ IFRS 第 18 号が MPM に該当しないと定めている小計に、該当しないこと
P/L で明らかになっている IFRS 第 18 号で表示が求められる小計は該当しない。

5. IFRS 第 18 号が企業に与える影響

IFRS 第 18 号による企業への影響には、例として下記があげられる。

A) P/L の区分検討とシステム改修

P/L の構成につき、収益・費用を各区分に分類し、勘定科目体系を変更することが必要となる。変更後の P/L を監査法人に説明し、指摘事項等の有無を確認することが望ましい。P/L のひな形が完成してから、当該区分・勘定科目体系の従業員向け研修も実施することになる。研修対象者は、予算管理・業績管理の観点もふまえると、経

営者・財務経理担当者だけでなく、各事業担当者を含めた全社員になると思われる。あわせて、連結決算システムも改修が必要となる。連結決算システムの改修に伴って、決算時に子会社が作成する連結パッケージも変更されことになるだろう。企業によっては、グループの単体決算（親会社・子会社・関連会社）でも、本基準の対応をすることもあると考えられる。この場合は、会計システムの改修対象が増えることに留意されたい。

B) MPM 開示の準備と部署間連携

最初に、現在決算報告や業績管理に利用している MPM が、IFRS 第 18 号の要求事項を満たしているかの検証を行う必要がある。開示に向けては、MPM の計算方法を明らかにして調整表の策定を行う。

連結決算・業績管理にシステム等を利用している企業は、改修が求められる。グループの月次業績管理にそれらとは別のシステムを利用している場合は、整合性をとるためにあわせて改修することが望ましいと考える。

C) 財務指標に基づく契約の見直し

金融機関からの融資について財務制限条項がある場合には、財務報告で開示される MPM を利用するように求められ、契約条項の見直しが発生する可能性がある。例として、コミットメントラインの融資枠算定にあたり MPM が利用され、結果として融資枠・手数料などの契約条件の見直しが発生することがあげられる。

IFRS 第 18 号は、財務報告改善の強い要望を受けて開発されたものである。財務報告の開示が大幅に改善されたことで、投資家の意思決定の支援につながるとともに、資本市場の効率性が向上することになるだろう。

企業にとっても自社の業績理解をより促進する機会を得ることになると筆者は考える。このため、財務部門と IR 部門等の連携を強化し、投資家をはじめとした利害関係者とのコミュニケーションにおいて誤解を防ぐ努力が必要となる。

参考文献

IASB セミナー IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の適用